

○環境省告示第八十号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府令第二号）第一条の五第三項の規定に基づき、化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月環境省告示第百三十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月五日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

（抄）

環境大臣 山本 公一

告

示

改正後

改正前

別表第一 一〇三（略）

別表第一 一〇三（略）

整理番号	業種その 他の区分	化学的酸素要求量 〔単位：リットルに つきミリグラム〕			備 考				
		(1)	(2)	(3)					
一六 造業 野菜漬物製 造業	(イ)	四〇	七〇	四〇					
		四〇	六〇	三〇					
		四〇	三〇	四〇					
		二二 造業 ぶどう糖・ 水あめ・異 性化糖製 造業	(イ)	五〇		八五	五〇		
		八九 造業 機械すき 紙製造業		(イ)		六〇	七五		六〇
		六〇				七五	六〇		
九二 造業 段ボール製 造業	(イ)	二〇			六〇	二〇			
二〇		六〇			二〇				
六〇		七五			五〇				
六〇		六〇	一五						
七〇		七〇	三〇						
九〇		七〇	三〇						

整理番号	業種その 他の区分	化学的酸素要求量 〔単位：リットルに つきミリグラム〕			備 考				
		(1)	(2)	(3)					
一六 造業 野菜漬物製 造業	(イ)	四〇	八〇	四〇					
		四〇	六〇	三〇					
		四〇	四〇	四〇					
		二二 造業 ぶどう糖・ 水あめ・異 性化糖製 造業	(イ)	五〇		九〇	五〇		
		八九 造業 機械すき 紙製造業		(イ)		六〇	八〇		六〇
		六〇				八〇	六〇		
九二 造業 段ボール製 造業	(イ)	二〇			六〇	二〇			
二〇		六〇			二〇				
六〇		七五			五〇				
六〇		六〇	一五						
七〇		七〇	三〇						
九〇		七〇	三〇						

は、第三欄の(イ)及び(ロ)の値は、(1)及び(2)の値は、それぞれ九〇とする。

は、第三欄の(イ)及び(ロ)の値は、(1)及び(2)の値は、それぞれ九〇とする。





2 1

この告示は、公布の日から適用する。  
 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第四条の五第一項及び第二項に基づき、都道府県知事が定める化学的酸素要求量についての総量規制基準の適用の日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCc、Cco、Cci及びCcjの値に係る業種その他の区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のおりとする。

別表第二 (略)		別表第二 (略)	
二三三	し尿処理場 (し尿浄化槽に係るもの)	二三三	し尿処理場 (し尿浄化槽に係るもの)
四〇		五〇	
五〇		八〇	
三〇		五〇	
五〇		八〇	
二〇		三〇	
四〇		六〇	
二三三	(一) 昭和六十一年六月三十日以前に設置されたものを除く(二) 第三欄の(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ四〇とする。	二三三	(一) 昭和五十一年七月二十二日以前に設置されたものを除く(二) 第三欄の(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ七〇、九〇、四〇とする。
四〇		五〇	
五〇		八〇	
三〇		五〇	
五〇		八〇	
二〇		三〇	
四〇		六〇	
二三三	(一) 昭和六十一年六月三十日以前に設置されたものを除く(二) 第三欄の(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ四〇とする。	二三三	(一) 昭和五十一年七月二十二日以前に設置されたものを除く(二) 第三欄の(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ七〇、九〇、四〇とする。
四〇		五〇	
五〇		八〇	
三〇		五〇	
五〇		八〇	
二〇		三〇	
四〇		六〇	
二三三	(一) 昭和六十一年六月三十日以前に設置されたものを除く(二) 第三欄の(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ四〇とする。	二三三	(一) 昭和五十一年七月二十二日以前に設置されたものを除く(二) 第三欄の(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ七〇、九〇、四〇とする。
四〇		五〇	
五〇		八〇	
三〇		五〇	
五〇		八〇	
二〇		三〇	
四〇		六〇	

同一欄の順序に従い、二五、二〇、一〇、二五、二〇、一〇とする。

同一欄の順序に従い、二五、二〇、一〇、二五、二〇、一〇とする。